

令和5年度

第2回越谷市景観評価委員会会議録

令和6年1月31日

越谷市役所エントランス棟3階

会議室 3-1

越谷市都市計画課

令和6年1月31日

令和5年度第2回 越谷市景観評価委員会議事日程

1. 部長挨拶
2. 開会
3. 会議録署名委員の指名
4. 議事  
第1号議案 令和5年度こしがや景観資源の登録について
5. その他
6. 閉会

出席委員

会	長	岡	田	智	秀
会長職務代理者		大	沢	昌	玄
委	員	石	尾	正	樹
委	員	小	松	晴	美
委	員	山	崎	光	枝
委	員	岡	崎	拓	也
委	員	土	屋	孝	子

欠席委員

委	員	深	堀	清	隆
委	員	依	田		彩
委	員	石	河	優	子

市長部局

都市整備部長

林 実

都市整備部副部長（兼）都市計画課長

平 井 克 明

都市計画課主幹

山 岸 千 里

都市計画課主査

福 田 奈 津

都市計画課主任

竹 内 亮 祐

事務局

都	市	計	画	課	長	田	中	英	明
副		課		長					

都	市	計	画	課	主	任	菊	地	佳
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

## ◎開会

事務局 皆様、こんにちは。

本日司会進行を務めます都市計画課の田中と申します。よろしくお願いいたします。

まず、会議に先立ちまして、本日の資料をお手元の配付資料一覧に沿って確認をさせていただきたいと思います。

本日の次第でございます。「越谷市景観評価委員会委員名簿」でございます。「第1号議案 令和5年度こしがや景観資源の登録について」でございます。資料1「こしがや景観資源登録要領」になります。資料2「こしがや景観資源登録に係る手続きフロー」になります。資料3「こしがや景観資源登録応募位置図」となります。資料4「令和5年度こしがや景観資源の応募資源一覧」でございます。資料5「こしがや景観資源登録応募一覧」でございます。資料6「参考資料 令和5年度分こしがや景観資源の募集ポスター」となります。越谷市出席職員の名簿となります。

不足資料はございませんでしょうか。よろしいですかね。

なお、本日出席しております市の職員につきましては、お手元の出席職員名簿を配付してございますので、ご確認をいただければと思います。

---

## ◎部長あいさつ

事務局 それでは、開会に先立ちまして、越谷市都市整備部長の林よりご挨拶を申し上げます。

都市整備部長 皆様、改めましてこんにちは。都市整備部長の林と申します。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、ご多忙の中、令和5年度第2回越谷市景観評価委員会にご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本日、景観評価委員会に諮問いたします案件は、令和5年度のこしがや景観資源の登録についてとなっております。

委員の皆様には、忌憚のないご意見をいただきながら、本市の良好な景観形成に努めてまいりますので、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

---

## ◎会議成立の報告

**事務局** 続きまして、本日の委員の出席状況でございますが、7名の委員の方にご出席をいただいております。

なお、深掘委員、依田委員、石河委員におかれましては、所用のため欠席をされております。

よって、委員10名中7名の出席でございますので、越谷市景観条例第37条第2項の規定により委員の過半数が出席されていることから、本委員会の会議は成立することをご報告いたします。

---

### ◎新任委員の紹介

**事務局** ここで、前回所用のため欠席されておりました山崎光枝委員が会議に初めて出席されますので、山崎委員より一言ご挨拶をお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

**山崎委員** 山崎と申します。初めまして。どうぞよろしく願いいたします。

**事務局** ありがとうございます。

---

### ◎傍聴者・報道関係者の対応

**事務局** 次に、会議の傍聴についてでございますが、本日の委員会は、越谷市景観条例施行規則第32条第2項の規定に基づき、会議を公開とし、傍聴者を10名として、所定の方法で会議開催の事前公表を行いましたところ、本日は傍聴者、報道関係者がおりませんので、ご報告をいたします。

---

### ◎議長の決定

**事務局** それでは、これより令和5年度第2回越谷市景観評価委員会の議事へと移らせていただきます。

議長は、越谷市景観条例第36条第2項の規定により、会長が議長となります。

それでは、岡田議長、議事進行をよろしく願いいたします。

---

### ◎開会宣言

**議長** 承知いたしました。

皆さん、改めましてこんにちは。

年度末のお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

例年ですと、秋口の第1回景観評価委員会の1回で年度が終わるところでございますけれど

も、今回に限りましては、先ほど資料6のご案内がありましたけれども、こしがや景観資源の登録内容が、テーマとして「季節を感じさせる景観」というようなことで、やはり四季折々の景観資源を登録するに当たりましては、やはり秋口の締切りではなかなか厳しいだろうというようなことで、今回、通年の風景を集めようというようなことで、例年ですと秋口、この登録資源の審議をいたすところでございますけれども、今回においては、1月の本日ということになりました。

通常、こうした審議会、評価委員会等々については、ある意味固定的に、年に1回だったら1回というようなことで、そこから帳尻を合わせるような形でテーマ等々が検討される場所であると思うんですが、本市に限っては、やはりよりよい景観資源を集めようというようなことで、非常に柔軟に対応いただきましたことを改めて、この場で事務局に向けてお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございます。

さて、あわせまして、この1月の時期ですと、新年明けましておめでとうございますというようにご挨拶から始まる所でございますけれども、ご承知おきのとおり、元日夕方に未曾有の大震災に見舞われた能登半島地震、非常に悲しい出来事から1年がスタートしてございます。まずは、この場を借りまして、多くの方々がお亡くなりになっておりまして、心から弔意を申し上げるとともに、被害に遭われた皆様方には心からお見舞いを申し上げますとともに、一日でも早い復旧復興をお祈りいたしたいというふうに考えております。

さて、それでは、早速ではございますけれども、本日、議案が1つというようなことで事務局からご案内がございました。それでは、これより先、円滑な進行ができますよう、皆様方のご協力をお願いいたしたいと思っております。

---

## ◎会議録署名委員の指名

議長 それでは、通例の流れに沿いまして、まず、会議録署名委員の指名をさせていただきますと思います。

本日の会議録署名委員には、越谷市景観評価委員会運営規程第4条2項の規定に基づきまして、小松委員をお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

小松委員 よろしくお願いいたします。

---

## ◎第1号議案

議長 それでは、議事に入りたいと思っております。

本日の次第に基づきまして、第1号議案、令和5年度こしがや景観資源の登録についてを議題といたしたいと思います。

なお、議案の朗読後、都市計画課より案件の説明を行いまして、その後、質疑、意見、採決を行いたいと思います。

ということで、先立って事務局に確認ですけれども、そうした流れで今のところよろしいでしょうか。

**事務局** お願いいたします。

**議長** では、議案の朗読を説明員よりお願いいたしたいと思います。

**事務局** それでは、議案の朗読をさせていただきます。

「第1号議案 令和5年度こしがや景観資源の登録について」、越谷市景観条例（平成25年条例第17号）第33条第1項第5号の規定により諮問する。

令和6年1月31日提出、越谷市長、福田晃。

以上でございます。

**都市計画課主査** それでは、第1号議案に関して説明いたします。

都市計画課の福田と申します。よろしくお願いいたします。

今回は、ご覧の4点、1、こしがや景観資源の概要、2、令和5年度の応募状況について、3、令和5年度の登録資源について、4、令和6年度の募集についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、着座にてご説明いたします。

説明事項の1点目として、こしがや景観資源の概要についてご説明いたします。

本日登録についてご意見をいただきます、こしがや景観資源は、越谷市景観条例第25条に規定されているもので、市民からの応募に基づき登録した市内における優れた景観を構成している要素や眺め、その眺めが得られる場所などのことでございます。登録した景観資源は、広く周知を図るとともに、保全、活用を図るものとしておりまして、運用を開始した平成30年から5年間で207件の景観資源を登録しております。

なお、本市の最上位計画でございます第5次総合振興計画におきまして、令和7年度までに累計240件、年間30件程度登録することを目標としております。

こしがや景観資源の登録までの流れについて、スライド下部にフローで示しておりますが、お手元の資料2のほうがより詳細な内容となっておりますので、こちらの資料のほうで説明をさせていただきます。

まず、こしがや景観資源につきましては、通年で募集を行っております。募集期間中に広報紙やホームページなどで募集の周知を行い、応募があった資源候補については、都市計画課にて現地確認や所有者の意向調査、関係機関との調整を行い、候補の選定を行います。その上で、登録に向けて、本日の委員会でございます景観評価委員会でご意見をいただいた後、ご意見を踏まえながら登録の手続きを行い、登録した景観資源について、市のホームページなどで周知をしていくという流れになっております。

それでは、こしがや景観資源の登録について、再びスライドにて説明をいたします。

こしがや景観資源の登録は、こしがや景観資源登録要領に基づいて行っております。要領はお手元に資料1として配付しておりますので、併せてご覧ください。

登録対象につきましては、要領の2に定めておまして、1、地域で身近な景観を構成している要素、2、地域で身近な眺め、3、地域で身近な眺めが得られる場所としております。

こしがや景観資源の登録基準は4点ございまして、要領の3に定めております。1、道路その他の公共の場所から見るができること、2、景観資源の所有者の承諾が得られ、継続的に資源の保全が見込まれること、3、大切にしたい、後世に残したい越谷の景観を感じさせること、4、地域の景観形成に良好な影響を与えていることとしております。

なお、これまでに基準を満たさないために登録を行わなかったものについて、スライドに表示しております。これら2つの候補につきましては、登録基準2、所有者の承諾が得られなかったことから登録ができなかったものです。

続きまして、登録された景観資源の周知と活用についてご説明いたします。

登録した景観資源は、市のホームページへの掲載、都市計画課窓口へのファイル配架により周知を図っております。また、景観資源を登録した際には、本市職員が業務情報の共有などに活用している電子掲示板にて周知し、全庁的に登録資源を活用するよう呼びかけております。その結果、市が発行する冊子などに景観資源の写真を掲載することで、資源の周知、活用を行っております。

昨年度に資源の写真を活用した例がございますので、内容の一部をご紹介します。

広報シティプロモーション課では、オンライン会議の背景に使える画像として、市のホームページにて景観資源の写真を配信しております。また、各種チラシや冊子等に景観資源の写真を掲載しております。

続きまして、説明事項の2、令和5年度の応募状況についてご説明いたします。

こしがや景観資源は通年で募集をしており、登録年度ごとに締切りを毎年7月末に設定して

おりますけれども、今回は、テーマ設定を「季節を感じさせる景観」としていることから、四季の資源を集めたいということで、募集期限を11月10日に延長いたしました。

応募方法は、持参、郵送、メールまたは電子申請であり、周知につきましては、市役所や地区センターなどへのポスター掲示、チラシの配架、広報こしがやでの記事の掲載、あとは、市の公式SNSでの発信、小・中学校の校長先生が集まる会議の場での案内等を行っております。

令和4年度に引き続き、令和5年度もイオンモール株式会社にご協力いただき、イオンレイクタウンk a z eからイオンレイクタウンアウトレットにつながる上空通路内におきまして、令和5年7月18日から8月9日までの間、こしがや景観資源の写真を展示していただきました。景観資源そのものに関する周知と併せて、募集についても周知が図られたものと考えております。

また、協働のまちづくりを行う団体、行政、企業、市民などが参加する催しでございます協働フェスタにおきましても、景観資源そのものに関する周知と併せて、募集についても周知を行っております。

令和5年度の応募状況は、ご覧のとおりとなっております、応募者数9名、応募件数は43件となっております。

令和5年度の募集テーマは「季節を感じさせる景観」と設定しており、応募された43件のうち、約8割が季節を感じる内容の応募となっております。特にこのテーマに沿ったと思われるものをピックアップし、スライドに掲載いたしました。ご覧のように、四季折々の景観が応募されております。

続きまして、これまでに応募がなく、新たな視点で応募されたものの一例をご紹介します。

北川崎の虫追いについては、県指定の無形民俗文化財に指定されている行事です。また、千間台第二公園や平方公園など、これまで景観資源として登録が少なかった市の北側の公園につきましても応募がございました。さらに、東京葛西用水遊歩道沿いのいちはずは、今回、樹木以外の植物、草花のある景観として応募があったものとなります。

続きまして、説明事項3、令和5年度の登録資源についてご説明をいたします。

今年度分の登録資源につきましては、応募がございました43件中、1件を除く42件を登録したいと考えております。なお、今回応募がありました43件の資源候補につきましては、お手元に資料4及び資料5として配付をしております。

今年度の応募資源のうち、登録ができないと考えているものは、令和5年度の7番の大吉調

節池の増水になります。この写真は、令和5年6月に梅雨前線及び台風第2号による大雨により増水した大吉調節池の様子が撮影されたものです。本候補につきましては、増水した調節池の確認が危険を伴うものであり、立入りが望ましくない場所となります。また、所有者、管理者である埼玉県土整備部総合治水事務所からも、増水時の立入りは避けていただきたいとの意見を伺っておりまして、景観資源として登録ができないというふうに考えております。

その他、ご意見をいただきたいものということで、2点ございます。

まず、1点目につきましては、登録対象の分類に関する内容になります。

景観資源につきましては、対象物を分類した上で登録、公開をしております。現在はこちらの表の左側のとおり、8つの分類としております。これまで草花そのものの資源がございましたが、今回草花の応募があったことを受け、右の表のように、樹木に、樹木・草花といった形で、草花を付け加えたいと考えております。

続きまして、ご意見をいただきたい内容の2点目、登録済みの資源の名称についてです。

令和4年度に登録済みの資源に、眺望31、大相模調節池と桜並木がございます。現在は、大相模調節池として登録を行っていますが、大相模調節池に関するほかの資源は全て、市民への分かりやすさの観点から、レイクタウンとして登録をしております。ほかの資源との整合を図るために、資源の名称の見直しをしたいと考えております。こちらについてもご意見をいただければと思います。

続きまして、説明事項4、令和6年度の募集について報告をさせていただきます。

令和6年度登録分の募集につきましては、12月より開始をしておりますので、本日は経過の報告をさせていただきます。

募集期限は令和6年7月31日としており、応募方法は例年どおり、持参、郵送、メールまたは電子申請としております。

周知につきましては、市ホームページにて12月1日より行っております。また、地区センターなどの市民が利用する施設のほか、市内の高等学校や大学などにもポスター掲示とチラシ配架をお願いしております。さらに、市公式SNSでの配信、広報こしがや1月号への掲載も行っております。

令和6年度の募集テーマにつきましては、「あなたの越谷ぐらし」と設定をしております。平成30年からの6年間、本事業を進める中で、これまでに応募があった景観資源の場所や施設、応募者等に徐々に偏りが見られてきたのではないかと考えております。そこで、景観資源登録の趣旨でございます身近な資源の発掘の考え方を踏まえながら、日常生活と景観といったこと

に着目し、様々な方にご参加いただくことで、新たな視点で資源の掘り起こしをしたいというふうを考えまして、このテーマを設定しております。

テーマの説明では、通勤、通学、散歩の途中で見かけるお気に入りの景色や、日々の生活の中ではっと目を引いた光景など、生活や暮らしの中で見つけた素敵な越谷の景観をエピソードとともに教えてくださいとしており、身近で、日常生活の中で見ることのできる資源を掘り起こしたいと考えております。

最後に、改めまして、本日ご審議いただきたい内容についてご説明いたします。

本日は、令和5年度分こしがや景観資源の登録（案）についてご審議をいただきたいと考えております。本日いただいたご意見を基に、景観資源の登録手続を進めてまいります。登録した景観資源は、幅広く市民へ周知することで、景観資源の保全、活用につなげてまいります。

私からの説明は以上となります。

議長 ありがとうございます。

---

## ◎議案に対する質疑・意見

議長 本日の審議事項が、今スライドに出ているとおり、令和5年度の登録内容ということで、最後の報告は令和6年度の募集の内容なので、その他のところで、もし質問があればということで進めてまいりたいと思います。

先立って、冒頭のところで事務局からご説明がありましたように、この取組は本市の行政施策の一つになっておりまして、やはりそうなりますと、進行管理とあって、毎年の進捗状況の確認が非常に大事です。これまでのところ207件が登録済みというようなことで、目標としては、令和7年に向けて240件までの登録を達成するというのが施策としての目標値になっているということですので、かなり順調に今、事が進んでいるのではないかなということ、これも皆様のご協力のたまものということで、改めて御礼を申し上げたいと思います。

あわせて、地域的な登録状況としては、西と北が今まで薄かったんですけども、今回北部から大分出てきたというようなことで、あとは西エリアをいかに充足するかが、来年度以降の課題かなというふうに思います。

この施策は、とにかく応募の内容を見てみないと、どういう分類ができるかというところもなかなか手もつけづらいというようなことから、最初、事務局と私も随分、どういう分類という枠を用意して応募したものを埋め込んでいくかというようなことをいろいろ議論いたしました。ですが、やはり、とにかく出てきているものを見ない限り、なかなか分類も難しいんじゃない

ないかというようなことで、言わば、この景観資源登録というのは発展成長型の取組にしよう  
と、つまり、毎年出てきたもので少しずつ微修正を図りながら、いいものを形にしていこうと  
いうことです。そういう意味でも、今回、見直し前と見直し後というところで、スライドにあ  
る上から2番目の樹木が、新たに季節の折々のものが含まれるということで、樹木・草花とい  
うようなことで、またひとつ成長を見せたなというようなところでございます。

それと、あと、例年議論になるのが、どういうものを採用して採用しないかというような評  
価軸についてです。結構これまでも長い時間をかけて議論してきているんですけども、今の  
ところ共通の認識というのが、市民の熱い思いで応募があるものですから、できるだけ酌み取  
って、あまり内容の審美性とか、写実性とか、撮影技術とかそういうところはさておいて、で  
きるだけ積極的に登録しようではないかというようなことが、今年のところで大分まとまって  
きてまいりました。ということで、今現在のところ、除外するものについては、主に物理的な  
制約とか、あるいは法的なところに触れるというようなもので、誰が見てもこれはしようがな  
いよねというようなものが除外で、その他は積極的に取り入れているというのが、ここ最近の  
流れということになっております。

ということで、これまでと並びに昨年からの振り返りを含めて、少し交通整理させていただ  
きました。これより先は、皆様方に、質問と意見をちょっと分けて、まず共通認識に至るまで  
の質問をお受けしたいと思います。

ということで、どなたでも結構ですので、もし質問等あれば挙手にてお願いいたします。い  
かがでしょうか。

どうぞ、〇〇委員。

**〇〇委員** 今年までに207件が決まっているということで、また、令和7年までに240件をめど  
にというお話なんですけれども、これは、また今年度、来年度と重ねていくうちに、今年は大  
体何件くらいとかいうめどは、ありますか。先ほど言われたように、今年、今43件中42件の登  
録を検討しているというお話もあったんで、そうすると、もう今年のうちには240件いってしま  
うなど、今ちょっとそれが気になったんですけれども。

**議長** ちょっと私の説明不足で申し訳なかったんですけれども、あくまでも最低基準というこ  
とになりますので、これより増えることは歓迎すべきことかなというふうに思っていて、  
事務局より先に私が答えてしまいましたけれども、それでよろしかったでしょうか。ご質問あ  
りがとうございます。

その他はいかがでしょう。

つなぎということで、先ほど、今出ているもので、これをどう扱うかですけれども、お手元に資料1、登録要領というものがあるかと思います。この登録基準の中で、4つの基準が定められております。この内容が一つの尺度なので、大事な部分になるんですけれども、まず1つ目が、道路、その他の公共の場所から見るができることということで、この公共の場所というのも、当然なんですけれども、やはり安全性が確保されていないと、これは非常によろしくないというようなことで、そういう意味からしても、このR5-7というのは、先ほど事務局から説明があったとおり危険を伴うというのがまず1つですね。

それと、3、4のところに目を向けますと、大切にしたい、後世に残したいというようなカテゴリー並びに4番目の景観形成にとって良好な影響を与えるというようなこととなりますので、今回、災害意識を高めるというようなメッセージ性については、このR5-7は十分に認められるところではありますけれども、景観形成に良好かどうかということになると、増水の状況になっておりますので、そういう意味からしても、ちょっとこの登録基準から判断すると厳しいのかなというふうに私自身、解釈いたしました。

というようなことも含めまして、その他質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

(発言する者なし)

**議長** 続きまして、意見を皆様方に求めたいと思っておりますけれども、何か意見等ございますでしょうか。

今回かなり、四季折々というようなことで、いい写真が大分集まっておりますが、皆さんどうでしょう。

**〇〇委員** 〇〇でございます。

非常に四季折々の躍動感のある写真が出てきていいなということのと、207件ということになってきていますが、そういった意味で、こういうことを毎年行うことによって、市民の皆さんのシビックプライド、この市に対するそういったプライドが生まれてきているということでは、非常によい取組ではないかなというのを思っているところでございます。

1点、分類のところなんですけど、R5-9の住宅街の雪景色ということで、雪が降ったときの子供たちの動きがあるんですが、これ、眺望というふうな分類なんですけど、本当にこれが眺望かなというのを思って、活動のほうがいいんじゃないかなと。

例えば、ここの、ある意味、朝、子供たちがいつものように雪の中、寒さを感じながらも出てきますよと、こういった季節であって、さらに言うと、先程インターネットを見ていたら、計画的に整備されたような市街地のところなので、そういったところにも多くの人がお住まい

になられている。要は生活感があると、こういう生活感も景観の中で非常に重要じゃないかなと思っておりますので、非常にいいと思うんですが、そういったとき、分類は眺望かなというのをちょっと思いまして、そういう子供たちの活動のほうが、ここは眺望より、そのほうが適しているんじゃないかなというふうに思ったところでございます。

それが1点目と、すみません、先ほどの質問のところによかったのかなと思ったんですけども、この写真の撮影時期って令和4年なんですけど、果たしてこれは、大分昔に、昔と言ったら怒られますが、古い写真もあったなと思ったんですが、この時期というのは、どこまで遡っていいのかと。前でいったら、そのとき撮った写真と今で、景観ですので、変わっちゃっている可能性もあるかもしれないと。そうなってくると、実はうまくマッチングできないんじゃないかなと思ったりします。今のところ要領については、いつまでいいですよということを書いていないので、別に10年前のを出してきたって、それで落とされる理由はないとは思いますが。あくまでも変わっていると、変化しているというような中で、いつまでの写真、もしくは今も同じような景観が保たれていることを条件に、過去、10年ぐらい前でも今と変わらなければそれでもいいし、これまでそのようなルールづくりを大分重ねてきましたし、当時これをつくったときには、そんなに、いっぱい集めようということで、あんまり時期のことを考えていなかったと思うんですが、大分集まってきましたので、時期についても、検討してもいいかなと思いました。

すみません、以上2点です。

**議長** この分類と現地確認というのは、大分事務局の方がご苦労されているので、少し事務局のほうから説明をお願いします。

**都市計画課主査** 今のご意見に対してでよろしいですよ。

**議長** 1つ、R5-9で、確かに活動に入れたほうがいいかなという気もするんですが、ただ、意図があろうかと思しますので、まず何をもって眺望と位置づけたかということと、あと、撮影時期の古い、新しいということと、現地の様子がどうかという、そのところですね。お願いします。

**都市計画課主査** まず、眺望というカテゴリーにつきましては、景観として要素が2つ以上あるものについては、全て眺望という形で考えをさせていただいていまして、例えばですが、眼鏡橋の案件が昔あったかと思うんですけども、あれは橋と水面の両方の2つの要素があって成り立っている景観ですので、その2つの要素があるものについては眺望という形で、今までカテゴリーを、分類をさせていただいていたところですよ。

今回の応募につきましては、雪の朝ということで、住宅街で雪景色ということだったので、眺望という形で登録をさせていただこうかなというふうに考えていたんですが、活動につきましては、花火大会ですとか、イベントの名称で登録をしていたところがございますので、今回は眺望という形で登録をさせていただきたいなというふうに考えております。

**議長** やはり当初の分類で踏襲していかないと、全てが入替えになっちゃうような、またとっ散らかっちゃうようなリスクもあるということですね。という回答ですけれども、どうでしょうか。

**〇〇委員** ちょっと悩ましいですね。応募名称の雪の朝、登校の仲間たちというタイトルで投稿をされていると、眺望というよりは活動、1日の活動の、要は初々しさというものを述べているような感じでしたので。

**議長** ただ、今の活動は、イベントが中心なんですよ。

**都市計画課主査** そうですね、こいのぼりフェスティバルとか。

**議長** だから、日常の活動も確かにカテゴリーとしては今後大事になってくる可能性があると思いますが、そこの辺がどう調整できるかですね。確かに活動と出てくると、こいのぼりとか、あと、駅前のイルミネーションとか、晴れやかなものがあるんだけど、逆に日常の活動というのも活動系の中に入れて、過去のものが結構とっ散らかってしまう気がします。

**都市計画課担当** ちょっと今びんとくるものがなくて、そんなにならなければ変えますで全然いいかなとは正直思うんですけども。

**議長** 時間の関係もあるでしょうから、ここは事務局と委員長に一任ということでいいですか。

**都市計画課担当** ちょっと整理しますね。

**〇〇委員** 議長もおっしゃるように、過去もこの基準で決めていて、こういったものが情報であれば、さっきおっしゃったように、ぐちゃぐちゃとなり、あまり望ましくない。ただ、ある段階で見直すときに、やっぱり市民の皆様の活動というのと、さっきもたしかお祭りで何か火祭りみたいなもの上がっているのと、そういったなりわいとか活動というのがちょっと変化してきたんで、10年ぐらいたったら見直してもいいんじゃないかなというふうには思いました。ご一任いたします。

**議長** ありがとうございます。

こういう形で、多分分類を拡張するときと、あとは、過去を振り返って、少しまた入れ替えるときというのも出てくる可能性が、当然ある。そこが一番これ難しいところなんですよ、この委員会の中でも。ということで、まずは、私と事務局のほうで過去を振り返ってみて、より

よい形で反映させていきたいと。

ただ、もう一つ申し添えると、やはり今後、日常の活動というのは当然出てくる可能性があるのですが、しかも来年度というか今年度の募集テーマが、越谷ぐらしということで、でも、何かインパクトがありますよね。越谷ぐらしといたら何かと、説明書きのほうに目を向けてみたくになりますね。そんなふうになると、日常の活動がかなり出てくると思うので、そこも見越して、検討させていただきたいと思います。貴重なご指摘ありがとうございます。

あと、撮影時期ですね。

**都市計画課主査** 特に今のところ、ご指摘のとおり、昔に撮った写真、いつまで、古いものを駄目ですよというふうにはしていないんですけども、応募があった資源につきましては、1件1件、その場所に職員が行きまして、その資源がそのとおり見られるかどうか確認した上で今回この資源にさせていただいております。一応あるかどうかというのは確認をしております、その写真と状況が違うようであれば、登録をできないというふうに考えております。

**議長** あと、撮り直しというのも過去にありました。そのぐらいのご苦勞を伴って日々取り組まれているということで、お礼を申し上げたいと思います。

ということで、2件の内容については、事務局と委員長の判断ということで、活動の分類をどうするかというのは確認させていただきます。撮影時期については、現地で確認して違和感がなければ、そのまま反映ということとさせていただきたいと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

**〇〇委員** 24番の平方の朝明け、眺望の41ということなんですけれども、これは、美しく思わずシャッターを押すということなんですけど、これは、朝焼けが美しかったので、このまち自体の景観というわけではなく、大変失礼なんですけれども、天候とか、それから朝日、夕日というところだと、眺望とか、そういう景観を保存していこうというのは少しずれてくるのかなと思いました。

**議長** 一応事務局のご判断をお伺いしたほうがいいですかね。R5-24の平方の朝明けについて。

**都市計画課担当** 今のお話でもう一度ちょっと確認したいんですけども、この場所以外でもと言ったら変ですけども、どこからでも似た絵みたいなのもあるかとは思いますが、議長からも初めにおっしゃっていただいたとおり、極力資源は登録していくというスタンスを、まず1つ持っているところがございます。あと、事務局といたしましては、こういった北のな

かなか出てこなかった場所で、今回こういった資源の登録があったということもありましたということが重なって、なるべく登録をしていきたいというような考え方は1つ持っております。

現地を私も見に行っていて、一体これどこから見えているんだろうと正直思ったような場所だったんですね。なかなか、近所の人しか見られないようなところかなとも思うんですけども、ご近所に平方公園とかがあったり、散歩などもされている方が、またふとしたときに見られる光景なんじゃないかなというようなところもございましたので、登録できればなというふうに思っていて、今回ご案内をさせていただいております。

以上です。

**議長** ということで、さらにちょっと事務局の説明に補足させていただきますと、やっぱりこれだけ朝焼けが映えてくるというのは、圧倒的な天空率の大きさで、特にこの越谷市は、絶対高さ規制が始まる前から、建物高さを8階建て以下とするというまちづくり条例がもう設定されていて、この辺りもかなり、高い建物がないということと、住宅もやっぱり向きがそろっているというようなことがお分かりいただけるかと思います。ということで、やはりこれだけの街並みが秩序立って形成されているからこそ、家並みの稜線がそろっているし、その上空部分の朝焼けが映えているというようなことで、よく「春はあけぼの」の中で、ようよう白く染まりゆく山際という歌詞がありますけれども、あれなんかは、まさに山の稜線と朝日で照らされる際元のところが非常に評価の対象になってくる。まさに「春はあけぼの」の歌にも合致してくるように、住宅のスカイラインと朝焼けのところの、やっぱりこの際がものすごい映えてきているというようなことの意味では、かなり景観的にも価値が高いんじゃないかなというような解釈ができると思いますので、これはまさにいい風景ではないかなということで、これはぜひ採用させていただきたいなと思うんですけども、どうでしょうか。ご理解いただけますでしょうか。

都会ですと、高い建物ばかりで、空が狭いんですよ。特に御茶ノ水のキャンパスなんていうのは、空がほとんど見えないようなところで、夕日もなかなか味わえない中で、いい風景だなと思ったりもします。これもまた一つの越谷のアイデンティティーかなというふうに思ったりします。

そのほか、いかがでしょうか。出尽くしたでしょうかね。

**〇〇委員** 少しだけ気になるんですけども、ここに出ている写真が、一応9名ぐらいの方から42点の写真だというふうにお聞きして、やはりそんなものなのかなと、ふとそれが少し気になったんですね。いろいろなところで周知されているようなので、それが限界なのかとい

うこととか、1件1件見に行かれているということなので、それもこれ以上増えたらあれなのかなというふうには思ったんですけども、例えば写真クラブとか、お写真がとても大好きで撮っていらっしゃるような、そういう活動をされているところが多分あると思うんですね。そういうところへの、こういった声かけというのができたら、またちょっと違うんじゃないかなと、ふと思ったので、意見させていただきます。

**議長** 貴重なご意見ありがとうございます。

これ、毎年事務局が頭を痛めているところなので、ぜひ事務局から声を上げていただくとありがたいです。どうでしょうか。

**都市計画課担当** 顔見知りの方もやはりその9人のうちに数名いらっしゃるような状況でして、これまでも学校の校長会とかで、こういった活動をしていますのでということでお話をさせていただいたり、先ほど説明があったとおり、ポスター掲示とか、目に見えるものについてはこれまで実施をしております。なかなか増えてこないなというのも、私どものほうも、それは課題として、数だけは目標値に到達しているけれども、実際それがどれぐらいの事業規模なのかということになったときに、確かに課題というのは感じてはいるところです。

1点お話しさせていただくと、私たちが、働きかけがどこまであったのかはちょっと確認はできていないんですけども、今回この千間台第二公園、こちらの応募につきましては、中学生か小学生か、保護者の方としか連絡が取れなかったんですけども、お子様から今回ご応募があったようなところでございますので、何がきっかけかというところまで、こちらが把握はしていないんですけども、今後もそういった形で、少しずつ広がっていけるようには努力していきたいとは今考えているところです。

以上です。

**議長** 今までも小学校に働きかけていませんでしたか。子供部門みたいに、子供目線で、日本エレベーターという鉄塔が過去に登録されていましてよね。あれは、今はやっていないんでしょうか。

**都市計画課主査** これまで3回小学校にアプローチしていきまして、最初に立ち上げたときに増林小学校で、その翌年か翌々年かに大間野小学校にお声がけをさせていただいて、先生のほうから資源の応募について周知いただいて、令和2年度に大沢北小のほうで出張の授業をさせていただいて、景観の授業の中で資源を見つけてくださいねというお話をさせていただいて、そのときはかなり小学生からも応募いただいたというような状況です。

**議長** それはもうやめてしまったのでしょうか。いわゆる学校に働きかけるということですが。

**都市計画課担当** コロナが始まったというところもあって、令和2年はやったんですけども、コロナの影響とかもあったので、校長会とかで事業の周知をするというところに、とどめさせていただいているような状況で、今後また始めていきたいなのをこの後、お話できればと思っています。

**議長** このような状況で、かなり苦勞がありますけれども、ぜひ、皆様方、地元だと思いますので、声かけを1人3名やると一気に15人が増えるので、意外とこういうの、声かけ運動で増えていったりします。私、富士市の屋外広告物の景観賞の審査委員長をやっているんですけども、やっぱり広告物協会の方の中の声かけでかなり募集が集まってきているようなところもありますので、ぜひ周知をしていただけると、それこそSNSか何かを通したりしてやっていただけると、すごくありがたいかなと。これは他人ごとではなくて、私自身もちょっと応募を増やすように対策は考えておきたいと思えます。ありがとうございます。

そのほか、よろしいでしょうか。

どうぞ。

**〇〇委員** 今の少し関連しちゃうのかもしれないんですけども、自分でいいなと思うところへカメラを持って行って、そのシャッターチャンスをとるとするのは、結構難しいかなと思うときが多いんですよ。なんだけれども、ある瞬間に、この風景はいいなと思うのはあるんですね。これ、写真で応募なんで、最終的にはそういう形なんですけれども、これがいいという言葉とか、それをさっきの写真のプロというわけではないんですけども、頼んで、何とかそれを撮ってもらうというようなことって考えられないのかなと、今ふと思いました。

**議長** 事務局、どうぞ。

**都市計画課担当** いろんな手法を考えていかなきゃいけないというのが一番ありまして、あと、こしがや景観資源というのは、一般の市民の方も誤解されているところがあるかなとたまに思うことがあります。写真コンクールとかではなくて、皆さんが目を見て、ここいいとか、大事にしたい、残したいというところを撮っていただければいいというような事業にしていますので、もちろんそういったプロの方が残すということも、また多くの人を引きつけるような要素の一つになるかもしれないですけども、広く、我々としては募っていきたいなののが根本にはあるのはあるというところは、ご説明させていただきたいなと思いました。

**〇〇委員** 別にプロと限定していることではない。

**都市計画課担当** そういう写真をお好きな人とかでなくても、そういう壁とかなく進めていきたいなのというのは根本に持っていますので、広く、皆さんには写真を、投稿しやすさとか、そ

ういうところもどンドンやっていかなきゃいけないと改めて感じております。

以上です。

**議長** 昨年度も、たしかスマホで簡単に撮ったのがすぐに転送できるようなという意見もあったりもしたんですけれども、ただ、そうするとだんだん收拾がつかなくなってきて、難しいですよね。ある程度ここまでの意思があって、やっぱりこれは確かにそうだよねというのが、今フィルタリングされているんですけれども、この手続のプロセスの中で。だから、なかなか、どう母数を上げていくかというのは頭の痛いところですが、ぜひちょっと皆さんのご意見、提案があれば、こういう場でなくてもいいので、お声かけいただけるとありがたいです、事務局の皆さんに。

せっかくですので、〇〇委員が発言すると全員発言ということになるんで、せっかくお越しいただいているんで、感想でもいいので、今日いかがだったでしょうか。

**〇〇委員** ありがとうございます。

非常に皆さんからの、すごい、意見をたくさん伺って、自分も勉強しながら聞かせていただいております、私も、組合でいろんな、組合でブログとかもやっぱり上げたりするときに、看板以外の周りの風景を上げたりとか、仲間もしていますので、そういったところで、越谷に特化したところじゃないかもしれないんですけれども、埼玉の組合全部なので。ただ、その中に越谷のメンバーも当然いて、載せたりするので、そういうのがあったら、やはり先ほど議長が言ってくれたように、組合でも周知すれば、少しそういった写真が増えるんだろうなと思ったので、ぜひ、組合に持ち帰ったら、そういった話をさせていただければと思っております。

以上です。

**議長** ぜひご協力よろしく願いいたします。ありがとうございます、温かいお言葉。

ということで、どうでしょう。一通り意見が出尽くしたようでございますけれども、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

---

## ◎採決

**議長** では、採決に入りたいと思います。

第1号議案「令和5年度こしがや景観資源の登録について」は、原案といたしましては、43件のうち42件が提示されました。ということで、大吉調節池の1件を除く42件ということでよろしいですかね。まず、それについて賛成いただける方は、挙手にてお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長 どうもありがとうございました。

それでは、全員賛成ということで、その旨を市長に答申いたしたいと思います。ご協力ありがとうございました。

---

## ◎その他

議長 それでは、その他に移りたいと思います。

事務局から何かその他についてあれば、お願いします。

事務局 少しお時間をいただきまして、ご説明させていただきたいことがありますので、引き続きお願いいたします。

改めまして、都市計画課の山岸と申します。

本日、その他というところになってしまったんですけれども、令和5年度第1回景観評価委員会においてご審議いただいたアクションプログラムにつきまして、見直しを行うこととして検討させていただきましたので、ご報告をさせていただきたいと思います。

本日、配付資料がございませんので、前面に資料を投影させていただきまして、説明をさせていただきます。

それでは、着座にて失礼いたします。

アクションプログラムにつきましては、評価検証した内容につきまして、前回の景観評価委員会において、原案のとおり賛成という答申をいただいております。

また、答申において2点のご意見を頂戴しておりまして、1点目は、屋外広告物の除却活動など、本市における景観形成活動の紹介をすることで、越谷市の景観がどのように生まれ、つくられてきたか、市民がどのように景観に関わっていくことができるかについて情報発信をすること。2点目は、優先順位を整理し、実効性を高められるように行動計画を検討すること。以上についてご意見をいただいたところでございます。

アクションプログラムにつきましては、越谷市が行う全ての施策や事業の根拠となる最上位の計画である第5次総合振興計画や、越谷市が目指す都市づくりの基本的な考え方を示す計画である都市計画マスタープランの改定内容を踏まえて見直しを検討することとこれまでしておりますが、いずれの計画におきましても、景観施策に大きく影響する変更はなく、また、先日の評価検証におきまして、事業が終了しましたというふうにご報告させていただいた事業もあることから、答申におけるご意見を踏まえ、見直しを行っていくことといたしました。

前面に映させていただいておりますのが、現状のアクションプログラムの内容となっております。

具体的な見直しの内容につきましては、これから検討させていただくこととしておりますが、現時点で見直しを予定している事項について、簡単ではございますが、ご説明をさせていただきます。

最初に、景観計画の運用にございます景観形成に先導的役割を果たす公共施設の整備につきましては、景観形成に配慮した建築物以外の公共施設の在り方を調査研究するために設置された都市デザイン協議会の下部組織、専門部会において、公共施設の景観形成に関する基準の運用に係る内容に見直しを検討しております。既にこの項目につきましては、大沢橋周辺のオープンスペースにつきましては、もう整備が終了しているようなところでございます。

また、景観形成に関する意識づくりにつきましては、先ほどの議事のところでもお話がありました小学生を対象とした景観学習の実施を検討しております。既に登録済みのこしがや景観資源を紹介しながら、子供たちに身近なまちの景観への気づきや意識を高めることを考えております。

また、景観写真コンクールの開催につきましては、前回ご報告させていただいたとおり、平成30年度の実施をもって事業を終了とさせていただいております。

さらに、こしがや景観資源の登録と選定につきましては、先ほどご説明した景観学習での活用方法以外についても検討し、市民が主体となった身近な景観まちづくりの推進にあるほかの3つの事項につきましては、現状に即した見直しを検討していきたいと考えております。

最後に、景観形成の推進体制の整備につきましては、これまでと同様に事業を進めさせていただきたいと考えておりますので、見直しを検討している事項はございません。

最後に、アクションプログラムの見直しの手順について、現時点で検討している内容をご案内させていただきます。

アクションプログラムの推進事項実施につきましては、市役所庁内の関係課と協力しながら進めていきたいと考えていることから、先週1月23日に開催した都市デザイン協議会においても、見直しを行うことをご報告させていただいております。

見直しの進め方につきましては、次年度の都市デザイン協議会で見直し案を提示させていただき、協議していただいた後、景観評価委員会に諮り、ご審議いただきたいと考えております。

長くなりましたが、報告につきましては以上となります。

**議長** どうもありがとうございました。

---

## ◎その他に対する質疑

議長 ただいまのご報告に対して、質問ございますでしょうか。

まだ内容自体は出そろっていないところなので、途中経過ということだと思いますが、特にないようでしたら、ありますか。

〇〇委員 すみません、二、三点あるのが、この次のところですが、一応ここで景観重要公共施設の指定ということで、今のところどの辺を指定しようというふうな検討があるのか、例えばレイクタウンの大相模調節池なのか、もしそういったものがあればお願いします。あわせて、景観重要樹木とか景観重要建造物とか、ほかの制度、仕組みがあるので、越谷の景観資源というの、これは任意で定められるソフトとして非常にいい取組だと思っているんですけども、一方で、景観法自体として、景観重要樹木とかという制度もあるので、そういったこの活用は今後どうするのかといった点が2点目。

それから、3点目として、1つ、東埼玉道路など、当時この景観計画をつくったときと、次点の変更で都市マスつくったときからも、それぞれのインフラ施設の都市計画決定が進んで、さらに事業認可とか整備が進んでいるというようなものが、東埼玉道路とか。あと、元荒川と浦和野田線のところの都市計画の変更が、この間、埼玉県でも決められたと思うんですが、そういった動きが出てきている中で、軸が変わってくるような可能性もあるので、そういった景観計画自体の見直しはしなくていいのかと、この3点について、すみません、ちょっとお聞かせいただければと思います。

議長 1点は、景観重要公共施設の動向ですね。

〇〇委員 2点目が、景観重要樹木とか、指定の建造物とかです。

議長 景観重要樹木や建造物の動向ですね。3つ目は、見直しというところですか。

〇〇委員 インフラの整備、熟度が増してきたインフラもあるので。

議長 それに伴って、景観軸の見直し等々はいかにという、その3つということをお願いします。

都市計画課長 都市計画課長の平井でございます。

景観重要樹木、公共施設の指定ということであったんですが、景観計画の中で、越谷らしい景観の保全、活用ということで、まずは、先ほどご議論いただいたこしがや景観資源の選定ということだったんだと思います。

まずは、こちらについては、市民にも景観意識を高めていただいて、越谷市の景観をよくし

ていこうというような、まさに〇〇委員がおっしゃったシビックプライドといいますか、そういったものを醸成していきたいというような趣旨でございます。また、身近な景観を市民一人一人が良好な景観をつくり上げていくというような趣旨でございました。

ご指摘の景観重要建造物、樹木の指定につきましても、その次の項目に入っていますので、大項目としては、越谷らしい景観の保全、活用の一環で行うものでございます。ご案内のとおり、こちらについては法律に基づいて指定をしていくものでございまして、越谷市の方針としても、こしがや景観資源を踏まえて、その次のステップとして、そういった視点もあり得るのかなと思ってございまして、一応計画上もそのような流れでつくってございしますが、しかしながら、この指定については、当然それを指定されますと、周りの景観の形成ということで、建築をするときに配慮していただくとか、ある意味少し制限的なものにもつながってしまう。また、個人のもの指定もございまして、そういった方には、やはり同意をいただいて指定していかなくてはならないということで、一定の整備が必要なのかなと。また、やはり市民の皆様で、その景観が重要だというような意識づくりというのができた段階で指定するものと考えております。こちらについては、計画を策定した10年以上前から一つの課題ではあったんですが、引き続き、こういった指定をしていくことも含めて検討していきたいと思っております。

2点目が、すみません、1点目が景観重要公共施設でしたね。失礼いたしました。

私もこの計画策定のときに携わった者なんですが、やはりこの法律に基づいて指定をしていくこととなります。越谷市ですと、当時レイクタウンがまだでき始めですね。平成24年度にこれできていますので、まちが出来上がって、池もかなり認知されて、かなり人気の高まってきたところで、また、もともとあった河川、元荒川、綾瀬川、中川とか、河川も越谷市にとっては貴重だというようなご意見も多々いただいております。

そういった中で、やはりこちら重要公共施設として指定して、その整備の基準というんですか、良好なグレードの高い仕上げにするとか、一つの考え方を持って公共施設を整備していくというようなものになってます。こちらやはり周辺の開発とか建築に対して、少し制限事項にもなってしまうという懸念もございまして、やはり重要公共施設にしていくための市民の認知度というの必要なのかなと思ってございまして、これも、公共施設の整備については、市内でも、公共施設というのは、土木系の、河川とか道路とか橋梁とか、そういったものの整備基準については、市内で基準という形でちょうどまとまったところがございますので、その次のステップとして考えられるのかなと思ってございまして、全国的にもあまり事例のないものなのかなというふうに思っておりまして、そういった先進事例も参考にさせていただきながら、引き続き

検討していきたいと思っています。

**議長** 3つ目が、景観軸等々のことを含めた景観計画の見直しについてです。

**都市計画課長** 景観計画の見直しにつきましては、おっしゃられますように、周辺の公共施設の整備とか、変わってきていますので、それらも含めて、景観形成基準の見直し等、そういったものは検討していく必要があると考えています。

一応この計画がおおむね20年間の計画期間になっていますので、その途中段階でも、都市計画マスタープランも10年置きに定期見直ししていますので、そのタイミングで見直しということも考えられたんですが、令和3年度に都市計画マスタープランを、今の総合振興計画、第5次の総合振興計画の見直しと併せてしたときに、2年、3年前なわけですが、そのときには、景観形成については大きな考え方の変更がなかったということで、景観計画については、しばらく定期的な見直し等は行わないということになっています。趣旨は十分理解しておりますので、景観形成基準の見直しが必要なかどうか、引き続き検討していきたいと考えております。

以上でございます。長くなりまして申し訳ございません。

**議長** よろしいですか。

**〇〇委員**

状況、了解しました。

東埼玉道路は調整区域なので変なことは起きないかなと思っているんですが、特に浦和野田線のところは、非常に多くの市民の皆様のご意見をいただきながら、多分、恐らく変更なされたということもあるので、地域の改変もあるので、そのときの景観基準というのは、県事業なんですけれども、やはりいろいろ基準、考え方を持っておいたほうがいいのかと思って、発言させていただきました。

それから、先ほど平井課長がおっしゃられたこと、重々理解しております。ただ、景観重要公共施設について、ちょっと一番個人的に懸念を持っているのが、大相模調節池であって、市のシンボルになった緑ののり面のところで子供たちが遊ぶ、うちの子供が遊ばせていただいていますんで、非常にいい空間になっているんですが、もしあそこで、たまたま誰かがあその湖に誤って落ちて亡くなってしまった場合、あそこに柵とかが造られかねないなというふうに思っています。当然、河川管理者の思惑上、多分そうせざるを得ないという気持ちは100%分かるが、それになった瞬間に、実はあそのレイクタウンとしての魅力は大分消えてしまうようになったときに、今、なかなかそれが協議できる場所がないので、本当はこういうところで景観重要公共施設に市として指定することによって、当然最後は柵ができるという結論に至るとし

ても、何かその景観上の協議が何かを改変するときにはできたほうがいいんじゃないかなというの、これを造ったときからそう思っております。

一方で、ただ、管理者は県なので、なかなかこれを指定するということに対しては、多分、当然いろいろお気持ちもあるというのは十分分かるんですが、そういったこともあるので、市ではない公共施設で、市が大切にしているものということについては、何かこういったことを活用して、ぜひデザインの協議ができるという場所があったほうがいいんじゃないかなというふうには思ったところであります。

**議長** その辺りについて、事務局から説明いただいたほうがよろしいかと思えます。

**都市計画課長** おっしゃられるとおり、市でない管理者の整備主体との協議というのが、かなり難しいというか、いつも苦勞するところだと思います。レイクタウンのあそこの池につきましては、埼玉県が管理者なんですけど、包括占用ということで、越谷市の公園緑地課のほうで全面的に受けまして、その保全、活用については取り組んでいるところですので、あまりよろしくないような方向にはいかないように、景観サイドとしては、公園緑地課、公園側と連携して、埼玉県さんと協議をしてみたいと思います。

そのほかには、県の管理のものだったりとか、そういったものについてもありますので、先ほどもお話ししましたとおり、越谷市の土木系の公共施設の整備基準は、整備の考え方はある程度まとまったんですが、それをほかの、埼玉県さんのほうの公共施設の整備の際に景観の配慮をしていただけるかどうかというのは、今後の協議になりますので、その辺は十分認識させていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

以上でございます。

**議長** 今の事務局の補足で、特定地区ということですが、越谷市景観計画は、重点地区という言葉をあえて使わずに、手厚く守ろうという場所を特定地区という扱いで、それが元荒川と旧日光街道のところと、それとレイクのところですね。ですので、一応今手厚くしようという市の意思はある状況です。

それで、ちょっと皆様に解説すると、景観重要公共施設というのは、もともとの精神は、今議論にもあったように、どうしても県の管理、あるいは国のものを県が管理している、国道とか、あるいは一級河川、そういうものは、いやが応にも市町に存在しているわけなんで、幾ら県管理といえども、やっぱり地元の意向はちゃんと聞かなきゃいけないでしょうということところで、景観重要公共施設に指定すると、その河川とか港とかと国道というのは、市町村と県が対等な立場で議論できるわけですね。そういう意味で、今、〇〇委員からのご指摘があったかと

思います。

その下のところに、ちょうど大沢橋の話が書いてあって、この大沢橋は元荒川に架かっているんですけども、実は、この案件は、私が市の景観アドバイザーとして同席させていただいて、いろいろ景観の配慮事項はご意見申し上げさせていただきました。これは何でそういう制度が使えたかというのと、1つは、やっぱり河川法の、やっぱり改定で、地域住民の意向を反映ということがうたわれているものですから、ここがやっぱり、部局が違っていると、こういうものが、幾つも似たようなのが出てきてしまうんですね。ですから、結果的に、景観重要公共施設って全国的に広がっていないのは、もともとの基幹的な法律の中で地域住民の意向というのが尊重されているがゆえに、もうそういうプロセスは当たり前のように踏んでいるというようなところがひとつあるというのが一般論なんですね。

そこで〇〇委員にご意見いただきたいのは、実はレイクの増築の案件があったときに、アドバイザー制度にかけていただいた発議は、都計審のときだったかと思いますが、〇〇委員のほうからリクエストいただいたと記憶しておりますが。

**都市計画課長** 何年か前のアウトレットの増築の件でしょうか。

**議長** そうです。あれは都計審で最初に上がったんでしたよね。

**都市計画課長** あれは多分、用途地域変更のときに多分議論になって、ご意見いただいたんですよね。

**議長** それは、当然ながらやはり用途変更があった場合には、市としてはアドバイザーを活用しようという基本路線はあったんですかね、そのとき。つまり、そういう認識がないとすると、やはりかなり手厚く指定を考えていかなきゃいけないかなという課題が見えるかなと思ったんですけども、そこら辺は、市の、今、方針としてはどうなんでしょうか。

**都市計画課長** まずは、そのとき、議長ご指摘の案件については、当時レイクタウンの、イオンさんのアウトレットを造るときだったのかなと思います。用途地域、住居系の第二種住居地域だったところを商業系の近隣商業地域に変えたときがございました。イオンさんのご提案をいただいて、越谷市が都市計画を変更したというような流れになっています。都市計画の制度の一つに提案制度がございますので、その手法を使いました。

当時の都市計画審議会でも用途地域を変更するとき、アウトレットの景観とか、どういったものができるかというのが、明確に示すことができない時期だったものですから、委員さんからもご指摘をいただいたように、実際造るときには、きちんと景観の協議をなささいというようなご意見をいただいたという記憶をしています。その流れがあって、アドバイザーのほうに

お願いしたのかなと思っています。それが基本スタンスかと言われると、必ずしもその流れではないのかもしれませんが、引き続き、景観形成に重要な影響を及ぼすような大きなものについては、積極的に専門家の方のご意見をいただいて、景観を協議していきたいと考えています。

以上でございます。

**議長** ご説明ありがとうございました。

特定地区というようなところの在り方というのは、ぜひ今後も庁内で継承していただきたいなど。なかなかその継承が難しいということになれば、そこに景観重要公共施設を上乗せでかぶせて、より意識を明確化するという手だてもやはり考えざるを得ないのかなというところもあろうかと思っておりますので、そういった懸念の中での〇〇委員のご指摘だと思っておりますので、引き続き特定地区のありようについては、庁内での共通認識をお願いしたいと思っております。

その他、何かございますでしょうか。

(発言する者なし)

**議長** 最後に、令和6年度のこしがや景観資源のテーマが「あなたの越谷ぐらし」というようなことで、まさにこれが日常の活動の風景を集めようというようなテーマでございます。もうこれ、よく見ると、既にスタートしているのかな、募集。どうですか、進捗をせっかくなんで、ちょっと今情報提供いただくと、出てきていますか、越谷ぐらしは。

**都市計画課主査** 今、1件応募をいただいております。まだ現場とかは確認はできていないんですけれども、日常生活の中ではっと目を引いた光景という形で恐らく応募いただいたのかなというところで、元荒川のハクチョウということで、自然と近代が溶け込む風景のすばらしさ、これぞ越谷ということで、応募いただいたものがございます。

**議長** 今、現時点で1件。これはまさに地元の皆様方の声かけにかかってきておりますので、ぜひ1年後に闊達なご意見が、皆さん、いただけますように、奮って声かけ活動をお願いしたいと思っております。

そのほか、何か質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

**議長** では、特に質問等ないようですので、その他の事項についても終わりにしたいと思います。

---

## ◎閉会

**議長** 以上が本日用意いただいている次第の内容になるかと思っておりますけれども、何か私のほ

うで取りこぼしはないでしょうか。大丈夫でしょうか。

ということで、本当に皆さん、それぞれの専門的見地からいろいろなご助言、ご意見いただきまして、1時間少々の充実した時間になりました。この場を借りて、改めてお礼を申し上げたいと思います。

では、以降の進行は事務局のほうにお返ししたいと思います。どうもありがとうございました。

**事務局** 議長、どうもありがとうございました。

本日の審議については、こちらで終了となります。長時間にわたりご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

本日の委員会の会議開催結果につきましては、越谷市審議会等の設置及び運営に関する要綱第12条の規定に基づきまして、越谷市ホームページにて公表をさせていただきます。皆様ご了承いただければと思います。

これをもって、令和5年度第2回越谷市景観評価委員会を閉会といたします。

本日はどうもありがとうございました。

午後 3時30分 閉会